

法務省民二第 6 6 6 号
令和 6 年 4 月 1 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 2 項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて」の一部見直しについて（通知）

民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 2 4 号）の施行に伴う不動産登記事務の取扱い（登記事項証明書等における代替措置関係）については、本日付け法務省民二第 5 5 5 号民事局長通達「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（登記事項証明書等における代替措置関係）」が発出されたところですが、これに伴い、平成 2 7 年 3 月 3 1 日付け法務省民二第 1 9 6 号当職通知「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 2 項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて」は、本日以降、電子情報処理組織により取り扱うこととされている不動産登記以外の登記（工場財団等のみなし不動産の登記、建設機械の登記、船舶の登記及び農業用動産の抵当権の登記）のみをその対象とし、電子情報処理組織により取り扱うこととされている不動産登記については、既に登記権利者の前住所等が登記記録に記録されている場合を除き、同通知の取扱いを廃止することとしましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。